

資料2

平成27年度宮崎支部 事業実施結果報告について

平成28年7月13日

 全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

<企画総務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成27年4月～平成28年3月	3月末時点
ジェネリック医薬品の更なる使用促進	使用割合 年間目標 (数量ベース) 67.3%	・広報誌への掲載 ・各研修会においての使用促進の訴え ・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施	平成27年5月 平成27年6月 平成27年9月 平成28年2月	・支部広報誌の平成27年5月号に平成26年9月実施の軽減額通知事業結果を掲載。 ・平成27年6月10日～24日に県内7会場で行われた加入事業所新任事務担当者研修会(参加者417人)において使用促進を説明し、ジェネリック医薬品希望シールを配布。 ・平成27年9月下旬、ジェネリック医薬品軽減額通知書送付。宮崎は約18,800件送付(全国180万件) ・下期:平成28年2月下旬に軽減額通知書送付。宮崎は約20,700件送付(全国194万件)	【使用割合】 宮崎支部 67.1% (平成28年2月診療分) 全国平均 64.5% (平成28年2月診療分)
		・保険証の送付時にジェネリック医薬品希望シール同封(平成27年6月まで) ・新規適用事業所に送付	平成27年5月 平成27年6月 平成27年12月	・5/29(26事業所)、6/26(135事業所)新規適用事業所へジェネリック医薬品希望シールを送付。 ・下期:12/15(62事業所)、3/30(69事業所)の新規適用事業所へジェネリック医薬品希望シール送付。	
		・ジェネリック安心使用促進協議会参加 ・使用状況等の情報提供	平成27年4月 平成27年7月	・4/28「宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」事務局である医療薬務課に対し使用状況等情報提供。 ・7/10ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席。宮崎支部他薬剤師会、他保険者、被保険者代表から今後の使用促進に向けた取り組み案などの発言により会議が行われた。	
		・ジェネリック医薬品使用促進セミナー講演 ・薬剤師会との連携強化	平成27年4月 平成27年7月	・4/22宮崎市役所との事業連携により、宮崎市主催のジェネリックセミナーに協会のジェネリック医薬品の状況について講演(後援)を行うことで合意。 ・7/24宮崎市保健所において「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催「協会けんぽのジェネリック医薬品使用状況について」と題し企画総務部長より講演を行った。111名の参加であった。	
広報の推進	・毎月の支部広報誌の全事業所配布 ・地方新聞定例コーナーへの掲載 ・事業所担当者向け研修会での講演	・毎月の支部広報誌を制作し全事業所配布 ・地方新聞定例コーナーの原稿提供及び掲載 ・事業所担当者向け研修会の資料作成及び講演	毎月及び随時	・毎月、支部広報誌(制度説明、手続き方法、健康づくり情報など掲載)を作成し日本年金機構が送付する保険料納入告知書へ同封のうえ、約16,000事業所(全事業所)へ送付。 ・宮崎日日新聞の定例コーナー「くらしの相談」へ 上期:平成27年5月「業務災害時は保険証は使用できない」、平成27年7月「ジェネリック医薬品の使用促進」の内容にて2回掲載。 下期:平成27年11月「医療機関の適正受診」、平成28年1月「特定健診の受診について」、平成28年3月「退職後の任意継続健康保険の手続き」の3回掲載。 ・上期:平成27年6月10日～6月24日事業所の新任事務担当者研修会を県内7会場で開催し417名参加。平成27年9月1日～9月16日社会保険制度講習会を8会場で開催し2,610名参加となった。研修内容:制度説明、手続き方法、健康づくりなど説明。 ・下期:平成27年12月1日～11日 事業所新任事務担当者研修会を7会場で開催。354名参加となった。	・広報誌を毎月発行し全事業所へ配布 ・地方紙の定例コーナーへの記事掲載 ・各研修会において制度、手続き方法、健康づくりなど説明
自治体等との事業連携	宮崎県及び医療関係団体との健康づくりの推進に向けた包括協定締結	宮崎県及び医療関係団体との健康づくりの推進に向けた包括協定の締結。	平成27年11月 平成28年2月	・宮崎県と特定健診及びがん検診の受診促進に関する事、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に關すること等、連携・協力をを行うため「健康づくりの推進に向けた包括協定」の締結に向け宮崎県の国保援護課と協定内容、締結式の日程などの調整を行い、11月20日協定締結調印式を行った。 ・平成28年2月17日宮崎県医師会、宮崎県歯科医師会、宮崎県薬剤師会と県民の健康づくりの推進に關すること、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師のそれぞれの普及に關すること等の連携・協力事項において協定締結を行った。	・11月20日宮崎県との協定締結 ・2月17日医療関係三団体との協定締結
地域医療構想	地域医療構想策定体制へ参加し保険者としての意見発信	宮崎県地域医療構想策定委員会へ参画	平成27年7月 平成27年10月 平成28年2月 平成28年3月	・5/28宮崎県保険者協議会において支部長が地域医療構想策定委員に選出。 ・7/31第1回地域医療構想策定委員会が県庁にて開催。支部長出席。 ・10/27第2回地域医療構想策定委員会が県庁にて開催。支部長出席。 ・2/2第3回地域医療構想策定委員会が県庁にて開催。支部長出席。 ・3/29第4回地域医療構想策定委員会が県庁にて開催。支部長出席。 会議の中での支部長の発言要旨 「この構想で定められる必要病床数、病床機能分化に必要な事項は現役世代にも大きく関わる。その現役世代が医療を受ける者であると同時に自身が医療保険の保険料を支払うことを通じて、現役世代の医療費だけではなく高齢者の医療費も多く負担している立場にもなる。このことから現役世代が理解を得られる内容としていただきたい」 「人口の減少、高齢者の増加の一方で医師の確保が難しくなるなかで、特に地方での情勢では10年後どのような状況になるのか予測し、検討資料の中の数字が出てきている。この数字に対しての策定委員会、調整会議の議論は非常に重要である」	・7/31第1回策定委員会出席 ・10/27第2回策定委員会出席
		宮崎県地域医療構想調整会議へ参画	平成27年8月 平成28年1月	・6/19地域医療構想調整会議へ7圏域のうち3圏域(宮崎・延岡・都城)を被用者保険からの委員選出が決まり、宮崎地区は協会けんぽ、残り2地区は健保組合が委員となった。 ・8/31第1回宮崎東諸県地域医療構想調整会議が宮崎県中央保健所にて開催。企画総務部長出席。 調整会議において部長の発言 「保険者として、病床機能ごとの必要病床数の見直しを行う上で急性期から回復期への必要病床の算出方法と在宅医療との関係性の整理を行うべき」	・8/31第1回調整会議出席 ・1/18第2回調整会議出席

<保健グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成27年4月～平成28年3月	3月末時点
受診勧奨対策 (特定健診・ 特定保健指導の推進)	<p>○健診 　　「被保険者」 生活習慣病予防健診受診率 　　62.1%(全国 57.5%) 　　83,433人</p> <p>事業者健診取得率 　　6%(全国 10.6%) 　　8,000人</p> <p>　　「被扶養者」 特定健康診査受診率 　　20.2%(全国 20.2%) 　　8,165人</p> <p>○特定保健指導 　　「被保険者」 支部直営及び外部委託 　　38.6%(全国 14.5%) 　　5,946人</p> <p>　　「被扶養者」 5.4%(全国 3.3%) 　　40人</p>	<p>○健診 　　「生活習慣病予防健診」 契約健診機関 41機関 刷新システムにスムーズに移行させるために 支部内や、健診機関との調整を行う</p> <p>「事業者健診データ取得」 データ作成可能健診機関 21機関 過年度提供事業所への提供依頼を行う。</p> <p>「被扶養者特定健診」 ・市町村国保集団健診と同時実施し、対象者の利便性を図り、受診者増を目指す。 ・協会主催の集団健診と市町村のがん検診を同時に実施し、受診者増を図る。</p> <p>○特定保健指導 　　「被保険者」 「支部直営」 新システムを活用した業務に習熟し、保健指導の実績を維持する。 「外部委託」11機関</p> <p>「被扶養者」 集合契約による実施</p>	通年	<p>○健診 　　「生活習慣病予防健診」 被保険者を対象とする生活習慣病予防健診を契約している41機関で実施。健診をスムーズに実施するために、健診機関に訪問し実地調査を行ったり(5機関)、健診機関会議を開催して、協会との連携を図った。</p> <p>「事業者健診データ取得」 生活習慣病予防健診を利用していない事業所(被保険者30人以上)に対して、労働安全衛生法上の定期健診結果の提供依頼を行い、電子媒体や紙媒体での提出を促した。 *被保険者受診率については、生活習慣病予防健診は約5千人増加したが、事業者健診データ授受が刷新業務などの影響による勧奨業務の遅れから取得が28年度にずれ込むなどし、27年度としての取得が伸びなかった。28年度は外部委託、社労士活用、パンチ入力など集中的に対策を講じ、取得数の増加を目指す。</p> <p>「被扶養者特定健診」 各地で協会主催の集団健診を実施。その集団健診に自治体のがん検診を同時に実施し、受診者の利便性を高めた。(6市町) また自治体国保の集団健診会場で協会被扶養者も一緒に受けられるように自治体と調整実施。(6町村) 年間受診者数としては約500人減少。28年度は新規取得者や未受診者への勧奨を強化し、受診者増加を目指す。</p> <p>○特定保健指導 　　「被保険者 支部直営」 14名の保健指導者(保健師・管理栄養士)が県内各地の事業所を訪問し、特定保健指導の初回面談を実施。また、自宅で継続支援を実施。</p> <p>「被保険者 外部委託」 生活習慣病予防健診機関を中心に、10機関と契約し、特定保健指導を実施。実施機関合同会議を実施し、実施機関との連携を図った。 *被保険者の特定保健指導については、刷新の影響はあったものの、初回面談数、半年評価数ともに前年度とほぼ同数で、実施率では、約1%の減少となった。</p> <p>「被扶養者 特定保健指導」 利用券発券による勧奨を実施した。</p>	<p>* 数値は3月末時点 「生活習慣病予防健診」 受診者数 76,192人 受診率 54.3%</p> <p>「事業者健診」 取得数 1,033人 取得率 0.6%</p> <p>「生活習慣+事業者」 受診者数 77,225人 受診率 55.0%</p> <p>「被扶養者特定健診」 受診者数 7,296人 受診率 18.3%</p> <p>「被保険者支部直営」 初回面談 5,738人 半年評価 3,175人</p> <p>「被保険者外部委託」 初回面談 526人 半年評価 394人 (合計3,569人／23.4%)</p> <p>「被扶養者」 実施者14人/2.2%</p>
データヘルス計画	<p>「上位目標」</p> <p>(1)職場・地域において協会けんぽ加入者の健診結果や医療費の状況を知つてもらい、高血圧予防への関心を高める。</p> <p>(2)事業主、従業員がこころと体の健康に関心を持ち、本人の行動特性に応じた高血圧改善のための具体的な行動を起こすことができる。</p> <p>(3)高血圧の予防に運動が効果的であることを理解し、事業所単位で仲間づくりしながら楽しく運動に取り組むことができる。</p>	<p>(1)・健診・保健指導データをもとに、宮崎支部のデータベースを作成し、分析を行う。 ・関係団体や地域との連携を深める。 ・楽しみながら高血圧について学ぶ機会を作るため、ITツールを活用した広報を行う。</p> <p>(2)・エゴグラムを活用した保健指導の実施 ・塩分チェックシートや体重、血圧測定表などを活用し、高血圧に着目した保健指導の実施</p> <p>(3)・県スポーツ振興課と連携し、運動習慣の普及啓発を行う。 ・運動推進事業所を募集する(1130体操DVDや運動推進事業所ステッカーを配布する)</p>	通年	<p>健診結果と生活習慣についての分析を看護大との協定をもとに実施 宮崎県や宮崎県医師会・歯科医師会・薬剤師会との協定を締結した。また協定等を元に、イベント等にも参加した。 広報誌にITツールを活用し、血圧対策の特集や運動などの紹介ページを掲載。</p> <p>・エゴグラムを活用した保健指導は、内容や方法などの体制を構築し、事業所の協力を得ながら保健指導実施。 塩分チェックシートや体重、血圧測定表を活用した保健指導を実施継続。</p> <p>県スポーツ振興課と連携し、運動推進事業所の募集を行った。</p>	<p>イベント参加3回 IT広報サイト閲覧数 4040件</p> <p>運動推進認定事業所数 24社</p>
重症化予防対策		(1)未治療者への受診勧奨(二次勧奨) (2)宮崎市CKD連携システムにかかる受診勧奨 (3)延岡市CKD連携システムにかかる受診勧奨	5月～ 毎月 H27. 10月～	<p>(1)二次勧奨者からの回答書をもとに、電話、文書での受診勧奨を実施 (2)宮崎市在住者中該当者へ毎月受診勧奨文書送付 6月まで送付 7月からはデータの関係で送付中断中。</p>	回答書をもとにした電話勧奨 20件

＜レセプトグループ＞

支部事業計画			事業実施状況		達成状況			
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成27年4月～平成28年3月	27年度			
○協会システムを活用した効果的なレセプト点検の徹底	(内容点検※3) 診療内容等査定効果額 (被保険者1人当たり) 258.56円	(内容点検) ・行動計画に基づき施策を実施。 ・施策の実施状況、結果、達成状況を確認し効果向上に向けた改善策を検討。	毎月	(内容点検) ○自動点検(※4)から開始する点検スケジュールを実施 ○高点数査定事例重視の点検を実施 ○自動点検マスタメンテナンス検討、実施 ○点検員スキルアップのための勉強会を実施 ○医師によるレセプト点検研修を実施(2/23)	(内容点検) ●被保険者1人当たり診療内容等査定効果額 平成27年度 216円 (全支部 216円) 平成26年度 243円			
○資格・外傷・内容点検の実施	診療内容等査定金額 58,124,122円							
○支払基金との協議を実施	再審査請求件数 23,456件		毎月	○支払基金との協議を実施 (7月を除く)	(診療内容等査定金額) 平成27年度 48,856,280円 平成26年度 53,926,310円			
		・支払基金との協議を実施。						
(資格点検※1) 診療内容査定効果額 (被保険者1人当たり) 1,568円以上	(資格点検) 資格喪失後受診等の疑いあるレセプトについて、医療機関照会を実施、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	(資格点検) ○資格喪失後受診が疑われるレセプトに対し、医療機関へ保険証確認状況、レセプト返戻可否について医療機関照会を実施 ○資格喪失後受診、記号番号誤り等レセプトに対し、支払基金へ再審査請求を行い医療機関へ返戻を実施 ○医療機関照会により資格喪失後受診と判明し、レセプトを返戻しなかったものに対し、本人へ返還請求を決定 ・返納金 2,187件 20,370,290円	(資格点検) ●被保険者1人当たり診療内容等査定効果額 平成27年度 2,209円				
(外傷点検※2) 診療内容査定効果額 (被保険者1人当たり) 480円以上	(外傷点検) ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。 ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。第三者行為、業務上・通勤災害疑いに対し調査を行い、求償、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	(外傷点検) ○外傷性の傷病名記載のレセプトに対し、受診者へ負傷原因照会を実施 ○第三者行為による表記のあるレセプトに対し、受診者へ傷病届を送付 ○負傷原因照会回答および傷病届等により、業務上または通勤災害による負傷での保険証使用と判明したものに対し、医療機関へ、レセプト返戻または加入者へ返還請求を実施 ・再審査請求 127件 ・返納金 95件 7,027,281円	(外傷点検) ●被保険者1人当たり診療内容等査定効果額 平成27年度 340円				
		毎月	○第三者行為による事故等に対し、損害保険会社および加害者へ求償を実施 ・求償実施 1,631件 64,030,014円					

※1 医療機関より請求されたレセプトが、受給資格を有しているレセプトかどうかの点検。レセプトの基本情報(健康保険被保険者証の記号番号、診療月等)と、加入者記録を突合し、疑義があれば、医療機関照会を実施。資格期間外のレセプトについては、医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。

※2 第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療によるレセプトかどうかの点検。レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照会を実施。
・業務上・通勤災害によるものと判明 ⇒ 医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。
・第三者者行為等によるものと判明 ⇒ 求償を実施。

※3 レセプトについて診療内容に関する点検を行い、点検の結果、疑義のあるものについては再審査請求を行う。
※4 システム機能を活用した点検。自動点検マスターにルールを登録し、点検対象の疑義レセプトを抽出して行う点検

「お前がお前で、おれがおれで、おれの黒板はおれの黒板。」と、筆を止め、黒板に残る筆記を手で指さして叫んでいた。

◆レセプト累積効果額…(算定及び返戻額 + 返納金額及び求償額)÷被保険者数
・資格占拠効果額…医療機関が適正に請求されれば査定されたいため

- ・賃格点換算額…医療機関が適正に請求されれば算定されないため、効果額は参考値とする。
- ・外傷点検効果額…事故の件数、医療費等によるため、効果額は参考値とする。

<業務グループ>

支部事業計画			事業実施状況		達成状況
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成27年4月～平成28年3月	3月末時点
業務・システム刷新への円滑な移行		本部通知、マニュアル、本番テストを通じた確実な新システムへの対応	H27.6.29	5月の連休を含めた本番テストの実施を含め、事務処理に遅滞なくシステム移行が完了。OCR対応の申請書については、画面審査によりペーパーレス化を図り事務処理を行っている。	
傷病手当金・出産手当金の審査強化	立入検査 年間24件	資格取得日や標準報酬月額に疑義のある申請に対しては、日本年金機構と連携を取り事業所調査を実施のうえ保険給付の適正化に努める。	随時	事業所の役員に係る支給済みの傷病手当金を中心に、立入検査の厚生局認可を25件取得し、2月までに24件の立入検査を実施。内1件は不適正(役員報酬の支払いがあつたため)で210,006円の返納金発生(回収済み)。1件は代表者が行方不明で実施できず。	認可取得25件、立入検査24件実施 (前年度:認可取得3件、立入検査3件)
積極的な債権管理 回収業務の推進	法的対応 年間40件以上	悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。	随時	最終催告状を6月に27件、1月に28件、3月に7件送付。 法的手続き(支払督促)は4月1件、6月1件、7月1件、8月19件、3月20件実施。内債権差し押さえを7月に1件、2月に2件、3月に3件実施(平成27年度計6件実施)。 弁護士による通常訴訟を6月に1件実施。 (資格喪失の事実を認めず、喪失後も保険証使用の案件)	法的対応:42件 (前年度:21件)
サービススタンダードの遵守	給付金の10日以内の支払い	傷病手当金等の給付金を申請書の受付から振り込みまで10営業日以内で実施する。	通年	傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料の給付金について、申請書の受付から振り込み日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し10営業日以内での支払いを100%達成。	100%達成
高額療養費制度の周知		あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。	毎月	高額療養費の未申請者に対して、平成27年4月から平成28年3月に計2,773件の高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きの勧奨を実施。	2,773件